

# 海老名市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

海老名市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 7

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、海老名市立学校教職員の働き方を見直すことで、校務全体の効率化を図り、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、子どもたちへの質の高い教育活動を実現するため、研修・研究、授業改善等に取り組める環境を整備するために策定するものです。

海老名市では、教職員の人間性や創造性を高め、教師としての自信と誇りを持って働ける、働きやすさと働きがいの両立した職場環境をめざします。

### (2) 本市の現状

- 本市では、令和2年3月に「海老名市立学校教職員の働き方改革推進プラン」を定め、教職員の在校等時間の縮減も含め、教職員の業務改善、負担軽減の方針を示しました。
- 本市では、これまで教職員の働き方改革（教職員の負担軽減策）として以下のことに取り組んできました。

#### 【これまでの取組（例）】

- 勤怠管理システムの導入
- 長期休業中の学校閉庁日の設定（有給休暇取得推奨）
- 学校電話への留守番電話メッセージ機能の活用
- 就学时健康診断の見直し
- 給食の公会計化
- 校務支援システムの導入
- 全教職員へPC一台付与
- 保護者向け連絡システムの導入
- 学校徴収金のキャッシュレス化
- 学校への市費による人的支援  
（介助員、看護介助員、補助指導員、スペシャルサポートルーム支援員、心の教室相談員、学習支援ボランティア、言語聴覚士、日本語指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、図書館支援員、情報教育支援員、ALT、部活動指導員・支援員）

このほかにも、教職員の健康及び福祉の確保に関する取組として以下のこと（例）に取り組んでいます。

- 教室・屋内運動場・職員室等への空調設備の設置
- 来客用インターホンの設置
- 職員用トイレへの温水洗浄機能付き便座の設置
- 臨床心理士による教職員のメンタルヘルス相談
- ストレスチェックの実施と活用
- 産業医による健康診断のモニタリング

- こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、以下のように変化しています。

|     | R 3   | R 4   | R 5   | R 6   |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 37:58 | 38:57 | 37:32 | 35:02 |
| 中学校 | 43:09 | 46:41 | 42:08 | 36:41 |

※各年度の4～3月までの12箇月間の教職員の全ての平均値です。

- 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の第5類に位置付けられた後も、時間外在校等時間は減少しています

## **2. 目標** (※県・市町村教育委員会共通の目標)

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

### (1) 長時間勤務の是正

時間外在校等時間 月 45 時間超の教員の割合 0 %  
 年 360 時間超の教員の割合 0 %

### (2) ウェルビーイングの向上

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合 80 %  
 「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合 80 %

## **3. 計画の期間**

令和8年度～令和10年度

## **4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容**

本計画では、国が示す「学校又は教師の業務の3分類」を踏まえ、本市の実情に応じて、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を定めています。

### **(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し**

#### **ア 学校以外が担うべき業務**

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、保護者、地域住民による通学路の見守り活動の推進や児童生徒の登校時間の見直しを推進します。
  - ・ 青色パトロール車による登下校時の見守りを継続します。
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・ 放課後における見回りについては、市の補導員や青少年健全育成連絡協議会が行っている見回りに委ねることとし、学校における見回りは原則行わないこととします。
  - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有していきます。
- ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
  - ・ 給食費については公会計化が既に行われており、今後も維持します。
  - ・ 教材費については無償化を実施しているため徴収金は発生していません。今後、保護者負担が発生する場合には公会計化を検討します。
  - ・ 修学旅行や卒業アルバム等の費用は原則的に保護者と業者間での支払い管理となるよう推進します。
  - ・ やむを得ず学校が徴収する場合でも、教職員が徴収業務を担わなくて済むよう口座引き落としを原則としていきます。
- ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
  - ・ 小学校においては、すでに学校応援団の地域コーディネーターが地域等との連絡調整役となっており、現体制を継続していきます。
  - ・ 中学校については、今後、地域等との連絡調整役となる地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）の配置を検討します。

- ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
- ・ スクールロイヤーを配置し、学校での対応等対応が困難な事案に係る法務相談体制を構築しており、現体制を継続していきます。
  - ・ スクールロイヤーの助言によっても学校での対応が困難な事案と認められた場合には学校代理人が対応する体制を構築しており、現体制を継続していきます。

## イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥調査・統計への回答
- ・ 事務職員等が取りまとめ役となって実施できるよう、事務補助スタッフ等の配置を国・県へ要望していきます。
- ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの更新作業
- ・ 情報支援員委託業務の仕様に明記するよう改善を図ります。
- ⑧ICT 機器の管理補助
- ・ 一部 ICT 機器の管理補助を情報支援員委託業務の仕様に明記するよう改善を図ります。
- ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ・ 学校プールは既に全校廃止済みで、授業は海老名運動公園ほか3施設で運用し、指定管理者従業員による専門的な指導體制を構築しています。
  - ・ 学校体育館の施設・設備は外部委託を含めた教職員以外の人材の活用を検討します。
- ⑩校舎の開錠・施錠
- ・ 外部委託を含めた教職員以外の人材の活用、運用方法の見直しなどを検討します。
- ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ・ 休み時間における児童生徒との関りや観察は教員の本務であるとの理解から全てを学級担任外に担わせることは困難です。
  - ・ 学級担任等特定の教員のみが対応することの無いよう学級担任外の職員の輪番制等について、検討していきます。

⑫校内清掃

- ・ 外部委託を含めた教職員以外の人材の活用、運用方法の見直しなどを検討します。

⑬部活動

- ・ 部活動指導員、支援員の効果的活用を軸に、柔軟な対応を検討します。

**ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

⑭給食の時間における対応

- ・ 配膳に係る業務を軽減するため、配膳員を全校に配置しており、現体制を継続していきます。
- ・ 食に関する指導については、栄養教諭が中心となって進めます。

⑮授業準備

- ・ 単純な事務処理業務については、スクールサポートスタッフ（以下：SSS）等に業務依頼しており、SSS等の配置拡大を国・県に要望するとともに、活用を推進します。

⑯学習評価や成績処理

- ・ 校務支援システムの改善などにより、負担軽減を図るための研究を進めます。

⑰学校行事の準備・運営

- ・ 小学校では、学校応援団による運動会や体力テスト等への支援がすでに行われており、引き続き学校と地域コーディネーターが密に連携していくことで、学校が地域等へ相談しやすい環境を更に推進します。
- ・ 中学校においては生徒自身が行事の準備・運営に携わることができるようになる等、発達段階を考慮しながら、状況に応じて地域等の支援を得られるよう、つなぎ役となる地域学校協働活動推進員の設置を検討します。

⑱進路指導の準備

- ・ 単純な事務処理業務については、SSS等に業務依頼することを検討します。

⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ、教員が連携・協働した支援体制を構築します。
- ・ 保護者にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの周知を図り、家庭への支援充実を図ります。

- ・ 補助指導員、介助員、看護介助員、スペシャルサポートルーム支援員、心の教室相談員、日本語指導員、言語聴覚士等の、学習、医療、福祉に関する多種多様な人材の学校への配置を拡充します。

## (2) 学校における措置の推進

学校における働き方改革の取組の実効性を高めるためには、「働きやすさ」と「働きがい」の両立が重要です。

時間外在校等時間の縮減に向けて、その方策として、児童・生徒や学校の実情を踏まえた、教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うことや、教職員相互、教職員と保護者等との信頼関係の構築なども含めた学校マネジメントの実現を目指します。

- ・ 教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、必要に応じて教育課程の見直しを行います。
- ・ 学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合し、保護者や地域等と連携した運営を進めます。
- ・ 授業時数の見直しと併せて、放課後に行われる児童・生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行います。
- ・ 指導と評価の計画を活用し、組織的な授業改善を進めるとともに、教材及び試験問題の共通化を進めるなど、教員個人の負担軽減を進めます。
- ・ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、管理職や総括教諭が働き方改革の視点を持ち、改善策を講じます。
- ・ 教職員以外でも対応可能な業務について、SSS等のさらなる活用を検討します。

## (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施します。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- ・ 夏季休業期間中の「8月5日～20日」、冬季休業期間中の「2学期終業式の翌日から3学期始業式の2課業日前まで」を学校閉庁期間とし、有給休暇の取得促進を進めます。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、海老名市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市が導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、ストレスチェックにおいて高ストレスの値となっている学校に対しては、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。
- ・ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。